

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

松浦市長 友田 吉泰

市町村名 (市町村コード)	松浦市 (42208)
地域名 (地域内農業集落名)	志佐2 ( 赤木、上高野、下高野 )
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年7月23日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地域では、水稻と飼料作物を中心に耕作しているが、後継者のいない農家も多く、5年先は耕作できる見込みはあるものの、10年後まで現状を維持できる農家は限られており、担い手不足が考えられる。山間部では、狭い農地や段差のある農地などが点在している状況で機械作業の効率性も悪く、田畑や水路などの農業用施設についても今後維持管理していくのが困難な箇所もあり、荒廃化するおそれがある。イノシシ被害を防ぐため防護柵を設置し対応しているが、農業従事者の減少により維持管理が困難になりつつある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

機械利用組合によるドローン防除が進んでおり、今後も農作業の効率性を図る。地域内の担い手が農地を集積し効率的かつ安定的な営農形態を図るが、地域の活性化及び農地の有効利用の観点から地域外からの担い手も確保し、地域と担い手が一体となって農地を利用していく体制の構築を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	35.2 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	35.2 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

基本的には農振農用地区域及びその周辺農地を農業上の利用が行われる農地とし、市街地に近い地域でもあるため農地以外への転用も考慮し、それらの地域では農振農用地区域内の農地のみを農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、担い手を中心に農地の集積・集約化を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
離農者や後継者不在の農地は農地中山間管理機構に貸付け、段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
段差のある農地が多く大規模な基盤整備が困難であるため、多面的機能支払交付金事業や中山間地域等直接支払交付金事業を活用し、田畑や農道、水路などの農業用施設の補修などに取り組み、生産性の向上を図る。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から経営体を募り、生産する農地をあっせんしていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
機械の共同利用や作業の受託を行い農地の保全管理を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシの防護柵を設置している箇所でも被害が発生している状況にあるため維持・管理の徹底を図る。  
 ⑩地域内の農業を担う者等変更が生じた場合には、地域計画の見直しを農業委員、農地利用最適化推進委員等の地域代表者への確認や書面やホームページ等による簡易な方法による協議を行う。